

令和6年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験「夏選考」実施要項

沖縄県教育委員会

主なスケジュール（予定）

◆願書の受付 令和6年3月1日（金）～3月29日（金） ※郵送のみ 3/29 消印有効

◇電子申請入力期間・・・令和6年3月1日（金）0時～3月29日（金）15時59分迄

○第1次選考試験日 令和6年6月16日（日） 第1次合格発表：令和6年7月下旬

○第2次選考試験日 令和6年8月24日（土）～8月25日（日） 第2次合格発表：令和6年9月下旬

○結・UI特別選考第2次試験日 令和6年10月26日（土） 第2次合格発表：令和6年11月下旬

※台風等で延期になる場合の対応は、「16 暴風雨時等の対応（15ページ）」参照すること

【主管課】沖縄県教育庁学校人事課 電話番号：098-866-2730 住所：〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 13階

沖縄県公立学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）教員等の採用選考を行うため、次のとおり教員候補者選考試験を実施する。

1 選考で重視する視点

次の「求める教員像」に合致する者を選考する。

- 人間性豊かで、教育者としての使命感と幼児児童生徒への教育的愛情のある教員
- 幅広い教養と教育に関する専門的知識・技能を有し、常に学び続ける実践的指導力のある教員
- 沖縄県の自然、歴史及び文化に誇りを持ち、多様性を受容し、グローバルな視点を兼ね備えた教員
- 豊かなコミュニケーション能力を有し、組織力を活用できる総合的な人間力を持った教員

2 試験に関する連絡

試験に関する連絡（暴風雨時の試験実施・延期等、緊急を要する連絡含む。）は、沖縄県教育委員会のWebサイトで行うので随時確認すること。

また、試験について緊急の連絡がある場合は、学校人事課（098-866-2730）から志願者が登録した連絡先へ電話する場合がありますので、各自の携帯電話等に登録し、着信があった場合は折り返すこと。

併せて、諸連絡がある場合、学校人事課（aa318600@pref.okinawa.lg.jp）から志願者が登録したメールアドレスへ送信する場合がありますので、随時確認すること。

3 募集校種・教科等

校種等	教科等	採用予定者数
(1) 小学校教諭等 ※右記の校種等（教科）は、第2志望で(1)小学校教諭等に併願できる。	(2)中学校教諭等（全教科）	250名程度 (併願：20名以内)
(2) 中学校教諭等	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	150名程度
(3) 高等学校教諭等	国語、地理歴史、公民、数学、理科（物理）、理科（化学）、理科（生物）、理科（地学）、保健体育、音楽、美術、英語、家庭、情報、農業、商業、水産、工業（機械）、工業（電気）、工業（建築）、工業（土木）、福祉	50名程度
(4) 特別支援学校小学部教諭等		10名程度
(5) 特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）	保健体育、音楽、美術	5名程度
(6) 養護教諭等		5名程度

注意事項

- ① 「(2)中学校教諭等」を第1志望で志願・受験する者で、小学校の教育職員普通免許状を所有している者（取得見込み含む。）は、第2志望で小学校教諭等へ志願し、2つの校種の第1次試験を受験することができる。なお、第1志望で第1次試験を合格した者は、第2志望の合格対象者としなない。
- ② ①の併願により第2志望で小学校教諭等に最終合格した場合、小学校への配属の際、専科教諭とは限らない。
- ③ 1人が志願できるのは、①に該当する者以外は、上記のうちいずれかの校種等に限る。校種等の中にさらに教科等の区分がある場合は、そのうちのいずれかの教科等に限る。
- ④ 校種等(2)、(3)の区分で合格した者のうち一部は、特別支援学校中学部又は高等部に配属になることがある。
- ⑤ 「教諭等」には、任用の期限を付さない常勤講師を含む。なお、日本国籍を有しない者を採用する場合には、任用の期限を付さない常勤講師とする。
- ⑥ 上記の採用予定者数に、「結・UI（ゆいゆい）特別選考」の合格者数は含まない。

4 一般選考の受験資格

次のすべてに当てはまる者とする。

- (1) 昭和40年4月2日以降に出生した者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の規定に該当しない者
- (3) 活字印刷又は点字により出題される試験に対応できる者
- (4) 令和7年4月1日時点で有効な、受験する教科等の教育職員普通免許状（以下「免許状」という。）を所有している（令和7年3月31日までに取得見込みの場合を含む。以下同じ。）者。ただし、高等学校教員資格認定試験合格により授与された看護、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状は除く。
 - ① 「3 募集校種・教科等」の校種等(5)については、中学校又は高等学校のどちらかの免許状のみで受験することができる。
 - ② 「3 募集校種・教科等」の校種等(3)「水産」は、「商船」の免許状で受験することができる。
 - ③ 「3 募集校種・教科等」の校種等(2)、(3)、(5)の「保健体育」は、「保健」の免許状で受験することができない。
 - ④ 「3 募集校種・教科等」の校種等(4)「特別支援学校小学部教諭等」については小学校の免許状、校種等(5)「特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）」については中学校又は高等学校の対応する教科の免許状のほか、1以上の領域における特別支援学校教諭普通免許状（盲・聾・養護学校教諭免許状を含む。）がなければならない。ただし、1以上の領域における特別支援学校教諭免許状を採用後5年以内に取得する意思があればよいものとする。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）抜粋

- 第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法（昭和22年法律第26号）抜粋

- 第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。
- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
 - 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 選考の種類

「(1)一般選考(夏選考)」「(2)障がいのある者を対象とした特別選考」「(3)スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考」「(4)特定の資格を有する者を対象とした特別選考」「(5)沖縄県正規任用教諭経験者を対象とした特別選考」「(6)他都道府県正規任用教諭経験者を対象とした特別選考」の6種類の選考を行う。なお、選考の結果、合格者がいない場合もある。

(1) 一般選考(夏選考)

	校種・教科等	第1次試験(6/16)	第2次試験(8/24~8/25)
ア	小学校教諭等、イ、ウを除く中学校教諭等、高等学校教諭等及び養護教諭等	・筆記試験(専門試験) (一般教養及び教職教養試験)	・個人面接(模擬授業等含む。)
イ	中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「技術」「農業」「音楽」「美術」「家庭」「保健体育」の教科	※ 専門試験「英語」及び「音楽」では、音声等による出題を含む。	・個人面接(模擬授業等含む。) ※実技内容含む。
ウ	中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「英語」の教科		・個人面接(模擬授業等含む。) ※英語の口頭による質疑応答含む。
エ	特別支援学校小学部教諭等	・筆記試験(専門試験及び特別支援専門試験) (一般教養及び教職教養試験)	・個人面接(模擬授業等含む。)
オ	特別支援学校中学部・高等部教諭等(共通)のうち「保健体育」「音楽」「美術」の教科		・個人面接(模擬授業等含む。) ※実技内容含む。

受験上の配慮を希望する者は、事前に沖縄県教育庁学校人事課(電話:098-866-2730、FAX:098-866-2724)まで相談すること。ただし、相談の内容によっては、試験の実施上、希望に沿えない場合もある。

(2) 障がいのある者を対象とした特別選考

対象校種・教科	「3 募集校種・教科等」の(2)から(5)までのいずれかの校種・教科等
最終合格者見込数	若干名
受験資格	「4 一般選考の受験資格」の(1)~(4)に加え、次のいずれかの手帳等の交付を受けている者(手帳等は、受験申込日及び受験日当日において有効であること。) ① 身体障害者手帳 ② 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書 ③ 産業医による②に準じる診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。) ④ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳
提出書類	一般選考の出願書類に加えて「障がいのある者を対象とした特別選考申請書(様式1)」を提出すること。沖縄県教育委員会Webサイトから様式を印刷すること。
留意事項	① 審査の結果、特別選考の該当可否は5月下旬までに通知する。 ② 原則、試験の実施は一般選考と同様に行い、可否の判定は一般選考と別に行う。 ③ 受験上の配慮を希望する者は、提出書類(様式1)にその内容を記入すること。ただし、希望する内容によっては、試験の実施上、希望に沿えない場合もある。 ④ 本特別選考の受験資格を満たしていても、本特別選考を受験せず一般選考による試験を受験することもできる。 ⑤ 本特別選考の受験資格に該当すると認められなかった者は、一般選考による受験とする。 ⑥ 小学校教諭等への併願はできない。

(3) スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考

対象校種・教科	中学校教諭等又は高等学校教諭等のうち「保健体育」「音楽」「美術」
最終合格者見込数	若干名
受験資格	「4 一般選考の受験資格」の(1)～(4)に加え、次の①又は②の条件に該当する者 ① スポーツ分野 中学校教諭等又は高等学校教諭等のうち「保健体育」を志願する者で、学校教育活動に資すると認められる種目において秀でた技能・実績を持ち、国際的規模の競技会（オリンピック、ワールドカップ、世界選手権、IOCに加盟している国際競技団体が主催するアジア競技大会(OCA主催)）に日本代表として出場し、優秀な成績を収めた者やその指導者。 ② 芸術分野 中学校教諭等又は高等学校教諭等のうち「音楽」「美術」を志願する者で、受験する教科に関連する分野において秀でた技能・実績を持ち、国際レベルのコンクール、展覧会等で優秀な成績を収めた者やその指導者。
提出書類	一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。 ① 「スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考申請書（様式2-1）」 ② 「スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考 課題作文（様式2-2）」 ※ 沖縄県教育委員会Webサイトから様式を印刷すること。 ③ 国際的な競技会、コンクール、展覧会等に参加した証明書、大会要項の写し、大会結果の新聞記事、賞状の写し、競技団体が発行する成績証明書等、実績を証明するもの。日本語以外の言語で記載されているものは、その日本語訳も添付すること。
留意事項	① 審査の結果、特別選考の該当可否は5月下旬までに通知する。 ② 本特別選考に該当すると認められた者は、第1次試験を免除し、第2次試験を受験する。第2次試験の詳細については、一般選考試験の第1次試験合格通知と同時期に送付する。 ③ 本特別選考に該当すると認められなかった者は、一般選考による受験とする。 ④ 本特別選考に該当すると認められなかった中学校教諭等「保健体育」「美術」「音楽」の志願者は、小学校教諭等へ併願することもできる。 ⑤ 本特別選考により第1次試験免除（全部）で受験できるのは、1回までとする。

(4) 特定の資格を有する者を対象とした特別選考(高等学校教諭等「水産(海技士)」)

対象校種・教科	高等学校教諭等「水産」
最終合格者見込数	若干名
受験資格	「4 一般選考の受験資格」の(1)～(3)に加え、次のすべてに該当する者 ① 三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格又はこれらより上級の資格の海技士、又は内燃機関三級海技士（機関）以上の資格を有している者で、それらの資格に基づく 実務経験が出願時点で3年以上ある者 。 ② 短期大学卒業相当以上の学歴を有する者。 （注）高等専門学校、沖縄県立沖縄水産高等学校専攻科等を卒業した者及び専門士の称号を有している者を短期大学卒業相当とみなす。
提出書類	一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。 ① 「特定の資格を有する者を対象とした特別選考申請書（様式3）」 ※ 沖縄県教育委員会Webサイトから様式を印刷すること。 ② 海技免状の写し ③ 3年以上の実務経験を証明する書類（船員手帳の写し等）
留意事項	① 審査の結果、特別選考の該当可否は5月下旬までに通知する。 ② 本特別選考に該当すると認められた者は、第1次試験を受験する。また、第2次試験の詳細については、一般選考試験の第1次試験合格通知と同時期に送付する。 ③ 高等学校教諭普通免許状「水産」若しくは「商船」を所有していない者は、最終合格後、沖縄県教育委員会が実施する教育職員検定に合格し、 商船の特別免許状 ※の授与を受ける必要がある。 ④ 本特別選考で志願する者は、「6 第1次試験免除（一部）・第1次試験免除（全部）・加点」の(5)「特定の資格を有する者を対象にした加点（海技士）」の対象とならない。 ⑤ 本特別選考の受験資格に該当すると認められなかった者で、高等学校教諭普通免許状「水産」若しくは「商船」を所有している者は、一般選考による受験とする。

※ 特別免許状とは

学校現場の多様化への対応や活性化を図ることを目的として、大学等の教職課程を履修していないが、相当する教科に関連する専門的な知識や技能や経験を有している人を教員として学校に迎え入れるための「教諭」の免許状です。

特別免許状の授与については、各都道府県教育委員会が実施する教育職員検定に合格した者について授与され、その都道府県においてのみ効力を有します。

本特別選考により最終合格した者が、下記の一、二に該当する場合は、教育職員検定の実施に必要とされる任命権者としての推薦を行い、教育職員検定は当該推薦を踏まえて行います。

【教育職員検定の実施（教育職員免許法第5条第3項）】

前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

- 一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- 二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

「結・UI（ゆい・ゆい）特別選考」

(5) 沖縄県正規任用教諭経験者を対象とした特別選考

対象校種・教科	小学校教諭等、中学校教諭等(全教科)
最終合格者見込数	各校種・教科で若干名
受験資格	「4 一般選考の受験資格」の(1)～(4)に加え、次のすべてに該当する者 ① 小学校教諭等若しくは中学校教諭等を志願する者。 ② 沖縄県に所在する公立小学校、中学校若しくは特別支援学校(小学部・中学部)の正規任用教諭(主幹教諭、指導教諭を含む。)として通算3年以上(休職、育児休業等の期間は含まない。)の勤務経験を有し、介護・育児・配偶者の転勤等を理由に退職した者。
提出書類	一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。 ① 「教諭経験者等特別選考申請書(様式6-1)」 ② 「教諭経験者等特別選考 課題作文(様式6-2)」 ※ 沖縄県教育委員会Webサイトから様式を印刷すること。
留意事項	① 審査の結果、特別選考の該当可否は5月下旬までに通知する。 ② 第1次試験は書類選考とする。選考の結果は、7月下旬までに送付する。その際、第2次試験の日程及び詳細についても通知する。なお、第2次試験の期日、場所は以下の予定である。 期日：令和6年10月26日(土) 場所：沖縄県那覇市立鏡原中学校 ③ 原則、試験の実施及び合否の判定は、一般選考と別に行う。 ④ 原則、沖縄県で採用された校種・教科の受験を行う。ただし、特別支援学校(小学部・中学部)の正規任用教諭経験者は、沖縄県で採用された教科の受験を行う。 ⑤ 原則、合格者は受験した校種・教科の教諭として配属される。 ⑥ 本特別選考の受験資格に該当すると認められなかった者は、一般選考による受験とする。 ⑦ 本特別選考の受験資格に該当すると認められなかった者は、小学校教諭等へ併願することもできる。 ⑧ 第2次試験合格発表は11月下旬予定。

(6) 他都道府県正規任用教諭経験者を対象とした特別選考

対象校種・教科	小学校教諭等、中学校教諭等(全教科)
最終合格者見込数	各校種・教科で若干名
受験資格	「4 一般選考の受験資格」の(1)～(4)に加え、次のすべてに該当する者 ① 小学校教諭等若しくは中学校教諭等を志願する者。 ② 沖縄県以外の都道府県に所在する公立小学校、中学校若しくは特別支援学校(小学部・中学部)の正規任用教諭(主幹教諭、指導教諭を含む。)として令和7年3月31日時点で通算5年以上(休職、育児休業等の期間は含まない。)の勤務経験を有し、次のア又はイのいずれかに該当すること。 ア 令和6年3月の出願時点で沖縄県以外の都道府県に所在する公立小学校、中学校若しくは特別支援学校(小学部・中学部)において正規任用教諭として勤務していること。 イ 令和6年3月の出願時点で沖縄県に所在する国公立学校において臨任等として勤務していること。又は令和6年3月の出願時点で、学校人事課又はいずれかの教育事務所等にその旨の登録を行っていること。 ただし、令和6年4月以降の臨任等の任用を断ったり、その連絡に応じない等の場合は、原則として本特別選考の対象としない。
提出書類	一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。 ① 「教諭経験者等特別選考申請書(様式6-1)」 ② 「教諭経験者等特別選考 課題作文(様式6-2)」 ※ 沖縄県教育委員会Webサイトから様式を印刷すること。
留意事項	① 審査の結果、特別選考の該当可否は5月下旬までに通知する。 ② 第1次試験は書類選考とする。選考の結果は、7月下旬までに送付する。その際、第2次試験の日程及び詳細についても通知する。なお、第2次試験の期日、場所は以下の予定である。 期日：令和6年10月26日(土) 場所：沖縄県那覇市立鏡原中学校 ③ 原則、試験の実施及び合否の判定は、一般選考と別に行う。 ④ 原則、他都道府県で採用された校種・教科の受験を行う。ただし、特別支援学校(小学部・中学部)の正規任用教諭経験者は、他都道府県で採用された教科の受験を行う。 ⑤ 原則、合格者は受験した校種・教科の教諭として配属される。

- ⑥ 本特別選考の受験資格に該当すると認められなかった者は、一般選考による受験とする。
- ⑦ 本特別選考の受験資格に該当すると認められなかった者は、小学校教諭等へ併願することもできる。
- ⑧ 第2次試験合格発表は11月下旬予定。

「結・UI (ゆい・ゆい)」の意味……「再び教職へ縁を**結**ぶ」「Uターン・Iターン」

6 第1次試験免除（一部）・第1次試験免除（全部）・加点

次の(1)と(2)に該当し、第1次試験免除（一部）を希望する者に対して、第1次試験の一般教養及び教職教養試験を免除し、専門試験を課す。なお、第1次試験免除（一部）を希望する者は、**必ず電子申請で願書を作成**しなければならない。

(1) 沖縄県臨任等の経験を有する者を対象にした第1次試験免除（一部）

免除を受ける資格	<p>次の①から③のすべてを満たしていること。</p> <p>① 沖縄県に所在する国公立学校（県立、市町村立又は国立大学法人附属の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。）における正規任用の教諭、常勤講師及び養護教諭、臨時的任用の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び常勤講師並びに非常勤講師（令和2年度からは会計年度任用職員に当たる非常勤講師をいう。以下「臨任等」という。）としての勤務経験を、平成31年4月から令和6年3月までの間に通算して36月以上有していること。ただし、非常勤講師の勤務経験は実際の勤務月数の8割として計算する。</p> <p>② 令和6年4月以降の臨任等経験として、次のア又はイのいずれかに該当すること。 ア 令和6年4月以降に、沖縄県に所在する国公立学校で臨任等として勤務していること。 イ 令和6年4月から、沖縄県に所在する国公立学校で臨任等として勤務を希望し、令和6年3月末日までに学校人事課又はいずれかの教育事務所等にその旨の登録を行っていること。 ただし、令和6年4月以降の臨任等の任用を断ったり、その連絡に応じない等の場合は、原則として免除の対象としない。 臨任等の任用に係る連絡に応じられるよう、臨任等の勤務希望を登録した学校人事課及び教育事務所等の電話番号を事前に確認すること。</p> <p>③ 出願年度の4月1日現在で、沖縄県の正規任用の教職員として勤務していないこと。</p>
提出書類	<p>一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。なお、この第1次試験免除（一部）を希望する者は、必ず電子申請で願書を作成しなければならない。</p> <p>① 「第1次試験免除（一部）・加点申請票（様式4）」 ② 「臨任等経験確認表（様式5-1）」 ③ 対象となる期間の、臨任等として勤務したときの人事異動通知書、任用通知書、雇用契約書等のいずれかの写し（以下「辞令等の写し」という。）。 ア 沖縄県教育委員会以外（本県の市町村教育委員会又は国立大学法人附属学校。以下同様。）が任用する臨任等として勤務した期間の辞令等の写しは、必ず提出すること。 イ 沖縄県教育委員会が任用する臨任等として勤務した期間の辞令等の写しについては、提出不要である。</p>
留意事項	<p>① 提出書類③アにおける辞令等の写しはA4版で作成すること。</p> <p>② 経験年数の数え方について ア 1か月のうち、1日でも任用があった月は1月と数える。ただし、二重に計上することはできない。同一の月に非常勤講師とそれ以外の任用経験がある場合、非常勤講師以外としての経験があるものとみなす。 イ 経験月数は継続している必要はない。また、臨任等経験は受験する校種・教科等と同一である必要はない。 ウ 沖縄県教育委員会以外が任用した者である場合、臨任等と同等の職として発令され、又は契約し、単独で学習指導要領に定められた教科の授業を担当している者が該当する。 エ 沖縄県教育委員会以外が任用した者である場合、正規教員と比べて勤務時間が短いものは非常勤講師としての経験とみなす。 オ 学校事務職員、実習助手、指導員（英語、寄宿舎等）、支援員（学習、生徒指導等）、特別支援ヘルパー、サポーター、補助員、プール監視員等は該当しない。 カ 幼稚園、大学、高等専門学校、私立学校、職業能力開発校、農業大学校等は除く。特別支援学校幼稚部は含む。</p> <p>③ 提出書類③アにおける辞令等の写しを紛失等により所持していない場合は、「在職証明書（様式5-2）」を提出すること。在職証明書発行者は、沖縄県の市町村教育委員会又は国立大学法人附属学校の任用者である。※沖縄県教育委員会Webサイトから様式を印刷すること。</p> <p>④ 第1次試験免除（一部）の可否は、受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。</p> <p>⑤ 第1次試験免除（一部）の対象となった者は、第1次試験当日、専門試験の終了後に試験会場から退場すること。会場内は試験実施中であるため、静粛を保つこと。</p> <p>⑥ 第1次試験免除（一部）の対象とならなかった者は、通常の実験者と同様に一般教養及び教職教養試験を受験すること。</p> <p>⑦ 第1次試験免除（一部）対象者の一般教養及び教職教養試験の得点は、専門試験の得点率と同様として計算し、可否を判定する。</p>

(2) 大学等から推薦のあった者を対象とした第1次試験免除(一部)

対象校種・教科	小学校教諭等、中学校教諭等(全教科)、高等学校教諭等(工業、水産)
免除を受ける資格	<p>次の①から③のすべてを満たしていること。</p> <p>① 沖縄県公立学校教員候補者選考試験実施要項に定める一般選考の受験資格を全て満たしていること。</p> <p>② 出願時に大学等※1に在籍し、令和7年3月31日までに卒業見込みもしくは修了見込みであること。(注)科目等の履修生は該当しない。</p> <p>③ 学業成績が優秀な者※2であり、かつ沖縄県教育委員会が定める「求める教員像」にふさわしい資質と能力を有するものとして、推薦者※3から推薦がある者。</p> <p>※1 大学等とは、受験する校種・教科の出願に必要な免許状取得の課程認定を受けている大学等とする。</p> <p>※2 学業成績が優秀な者とは、大学1年生から出願の大学3年生時点(大学院は大学院1年生時点)までの成績(直近の前期(10月)まで)の累積Grade Point Average(以下、累積GPA)が4点満点の場合は3.0以上、5点満点の場合は3.75以上、それ以外の満点の場合は満点×3/4の数値以上の成績の者。なお、大学院及び教職大学院の区分から推薦する場合は、大学院及び教職大学院での取得単位科目の成績評価とする。</p> <p>※3 推薦者とは、被推薦者が在籍する大学等の学長、学部長又は研究科長とする。</p>
提出書類	<p>一般選考の出願書類に加えて、次の「推薦関係書類(2点)」を提出すること。</p> <p>① 推薦書(様式A)</p> <p>② 成績を証明する⑦または⑧のいずれかの書類</p> <p>⑦ 現行の成績が記載されている書類に累積GPAの記載がある場合、原本を添付すること。</p> <p>⑧ 現行の成績が記載されている書類に累積GPAの記載がない場合や留学等の理由により必要期間の累積GPAの記載ができない事情がある場合は、成績証明書(様式B)を添付すること。</p>
留意事項	<p>① 第1次試験免除(一部)の可否は、受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。</p> <p>② 第1次試験免除(一部)の対象となった者は、第1次試験当日、専門試験の終了後に試験会場から退場すること。会場内は試験実施中であるため、静粛を保つこと。</p> <p>③ 第1次試験免除(一部)の対象とならなかった者は、通常の受験者と同様に一般教養及び教職教養試験を受験すること。</p> <p>④ 第1次試験免除(一部)対象者の一般教養及び教職教養試験の得点は、専門試験の得点率と同様として計算し、可否を判定する。</p> <p>特例措置について</p> <p>令和6年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験において、上記「免除を受ける資格」にある③学業成績が優秀な者の中に、出願時点で大学4年生(大学院は大学院2年生相当、教職大学院は教職大学院2年生相当、短期大学は2年生相当)の者を加える。ただし、下記のア又はイのいずれかに該当する者に限る。</p> <p>ア 令和6年4月以降に、沖縄県に所在する国公立学校で臨任等※4として勤務すること。</p> <p>イ 令和6年4月から、沖縄県に所在する国公立学校で臨任等として勤務を希望し、令和6年3月末日までに学校人事課又はいずれかの教育事務所等にその旨の登録を行っていること。</p> <p>ただし、令和6年4月以降の臨任等の任用を断ったり、その連絡に応じない等の場合は、原則として免除の対象としない。臨任等の任用に係る連絡に応じられるよう、臨任等の勤務希望を登録した学校人事課及び教育事務所等の電話番号を事前に確認すること。</p> <p>※臨任等登録の際に必要な提出書類に、選考試験の出願書類とは別に、上記にある「推薦関係書類(2点)」を各自で付加すること。</p> <p>※4 臨任等とは、臨時的任用の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び常勤講師並びに非常勤講師(令和2年度からは会計年度任用職員に当たる非常勤講師)をいう。</p>

次の(3)に該当し、第1次試験免除(全部)を希望する者は、第1次試験を免除し第2次試験からの受験を認める。なお、第1次試験免除(全部)を希望する者は、必ず電子申請で願書を作成しなければならない。

(3) 沖縄県臨任等の経験を有する者を対象にした第1次試験免除(全部)

免除を受ける資格	<p>次の①から②のすべてを満たしていること。</p> <p>① 令和5年度実施教員候補者選考試験の小学校教諭等及び中学校教諭等受験者のうち、第2次試験不合格者の中で「令和6年度実施教員候補者選考試験の第1次試験免除対象者とする」旨の通知があった者。</p> <p>② 令和6年4月以降の臨任等経験として、次に該当すること。</p> <p>ア 令和6年4月以降に沖縄県に所在する国公立小学校及び中学校で臨任等として勤務を希望し、令和6年3月末日までにいずれかの教育事務所等にその旨の登録を行っていること。</p> <p>ただし、令和6年4月以降の臨任等の任用を断ったり、その連絡に応じない等の場合は、原則として免除の対象としない。</p> <p>臨任等の任用に係る連絡に応じられるよう、臨任等の勤務希望を登録した学校人事課及び教育事務所等の電話番号を事前に確認すること。</p>
提出書類	<p>一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。なお、この第1次試験免除(全部)を希望する者は、必ず電子申請で願書を作成しなければならない。</p>

	① 「令和6年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験における第1次試験免除対象者について(通知)」原本 ② 辞令の写し(令和6年度4月以降に沖縄県に所在する国公立小中学校で臨時的任用教諭としての登録若しくは任用がわかる書類) (注) 辞令の写しは、出願時若しくは令和6年4月19日までに学校人事課まで郵送提出すること。
留意事項	① 提出書類②における辞令等の写しはA4版で作成すること。 ② 第1次試験免除(全部)の可否は、受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。 ③ 第1次試験免除(全部)の対象とならなかった者は、通常の受験者と同様に一般教養及び教職教養試験を受験すること。

次の(4)から(8)までのいずれかに該当し、第1次試験における加点を希望する者に対しては、第1次試験の専門試験の得点に加点する。なお、複数に該当する場合、加点は最大で20点とし、加点の結果は第1次試験の専門試験の満点を超えないものとする。また、いずれかの加点を希望する者は、必ず電子申請で願書を作成し、必要書類を添付した上で出願しなければならない。

(4) 特定の資格を有する者を対象にした加点(特別支援学校教諭普通免許状等)

加点を受ける資格	令和6年3月末日までに授与された1以上の領域における特別支援学校教諭普通免許状(盲・聾・養護学校教諭普通免許状を含む。)を有し、出願時に提出書類②の提出が可能であること。【やむを得ない場合に限り、4月19日(消印有効)までの提出を認める。】
提出書類	一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。※取得見込みは対象としない。 ① 「第1次試験免除(一部)・加点申請票(様式4)」 ② 対象となる免許状の写し又は免許状授与証明書(原本)
留意事項	① 免許状の写しはA4版で作成すること。免許状授与証明書は原本を提出すること。 ② 加点の可否は受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。 ③ 該当する者は、免許の領域の種類や数にかかわらず、第1次試験の専門試験の得点に15点を加点する。

(5) 特定の経験を有する者を対象にした加点(国際貢献活動)

加点を受ける資格	青年海外協力隊その他のボランティア(独立行政法人国際協力機構が派遣するものに限る。)として、海外に2年以上派遣された経験を有し、出願時に提出書類②の提出が可能であること。【やむを得ない場合に限り、4月19日(消印有効)までの提出を認める。】
提出書類	一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。 ① 「第1次試験免除(一部)・加点申請票(様式4)」 ② 独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局長が発行した派遣証明書(原本)
留意事項	① 加点の可否は受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。 ② 該当する者は、第1次試験の専門試験の得点に20点を加点する。

(6) 特定の資格を有する者を対象にした加点(海技士)

加点を受ける資格	次の①から③のすべてを満たしていること。 ① 高等学校教諭等「水産」を志願する者で、三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格又はこれらより上級の資格の海技士、又は内燃機関三級海技士(機関)以上の資格を有していること。 ② ①の資格を取得してから1年以上の乗船経験を有すること。 ③ 出願時に提出書類②及び提出書類③の提出が可能であること。
提出書類	一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。 ① 「第1次試験免除(一部)・加点申請票(様式4)」 ② 海技免状の写し ③ 乗船経験を証明する書類(船員手帳の写し等)
留意事項	① 写しはA4版で作成すること。 ② 加点の可否は受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。 ③ 該当する者は、第1次試験の専門試験の得点に10点を加点する。

(7) 特定の資格を有する者を対象にした加点（英語に関する資格）

<p>加点を受ける資格</p>	<p>次の①又は②のいずれかを満たしており、出願時に提出書類①及び②に関する書類の提出が可能であること。【やむを得ない場合に限り、4月19日(消印有効)までの提出を認める。】</p> <p>① 小学校教諭等又は特別支援学校小学部教諭等を志願する者で、次のア又はイのいずれかの資格を有する者</p> <p>ア 英語に係る中学校又は高等学校教諭普通免許状（令和6年3月末日までに授与されたものに限る。）</p> <p>イ 実用英語技能検定準1級以上、TOEFL iBT[®] 72点以上又はTOEIC[®] Listening&Reading Test 785点以上のいずれか</p> <p>② 中学校教諭等又は高等学校教諭等のうち「英語」を志願する者で、次のア又はイのいずれかの資格（令和4年4月1日以降に受検し、取得したものに限り。）を有する者</p> <p>ア 実用英語技能検定1級、TOEFL iBT[®] 95点以上又はTOEIC[®] Listening&Reading Test 945点以上のいずれか</p> <p>イ 実用英語技能検定準1級、TOEFL iBT[®] 72点以上又はTOEIC[®] Listening&Reading Test 785点以上のいずれか</p>
<p>提出書類</p>	<p>一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。※取得見込みは対象としない。</p> <p>① 「第1次試験免除（一部）・加点申請票（様式4）」</p> <p>② 対象となる資格を証明する書類</p> <p>ア 英語に係る中学校又は高等学校教諭普通免許状 ⇒「免許状の写し又は免許状授与証明書（原本）」</p> <p>イ 実用英語技能検定 ⇒「合格証明書又は合格証書（原本）」</p> <p>ウ TOEFL iBT[®] ⇒「Test Taker Score Report（郵送による受験者用控えスコアレポート）（原本）」</p> <p>エ TOEIC[®] Listening&Reading Test ⇒「Official Score Certificate（公式認定証）（原本）」</p>
<p>留意事項</p>	<p>① 提出書類②アにおける免許状の写しはA4版で作成すること。</p> <p>② 資格を証明する書類の詳細については、それぞれの検定等の実施者に問い合わせること。</p> <p>③ 中学校教諭等及び高等学校教諭等を受験する者が加点を受ける場合には、指定した期間以前に取得した級及びスコアは該当しない。加点を希望する場合は、該当する期間に再度取得すること。</p> <p>④ 加点の可否は受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。</p> <p>⑤ 第1次試験の専門試験の得点に、加点を受ける資格①ア又は資格①イに該当する者には15点、加点を受ける資格②アに該当するものには20点、加点を受ける資格②イに該当する者には5点をそれぞれ加点する。</p>

(8) 特定の資格を有する者を対象にした加点（司書教諭に関する資格）

<p>加点を受ける資格</p>	<p>次の①から②のすべてを満たしていること。</p> <p>① 司書教諭の資格を有していること。</p> <p>② 出願時に提出書類②の提出が可能であること。【やむを得ない場合に限り、4月19日(消印有効)までの提出を認める。】</p>
<p>提出書類</p>	<p>一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。※取得見込みは対象としない。</p> <p>① 「第1次試験免除（一部）・加点申請票（様式4）」</p> <p>② 司書教諭に関する修了証書の写し</p>
<p>留意事項</p>	<p>① 写しはA4版で作成すること。</p> <p>② 加点の可否は受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。</p> <p>③ 該当する者は、第1次試験の専門試験の得点に5点を加点する。</p>

7 第1次試験

(1) 試験期日及び試験会場等（予定）

試験期日	令和6年6月16日（日曜日）
試験会場	那覇市内 ※ 県立那覇高等学校、県立小禄高等学校を予定しているが、これら以外の会場になる場合もある。 ※ 校種・教科等ごとの試験会場の割振りは、5月下旬をめどに、沖縄県教育委員会Webサイトに掲載し周知する。

(2) 試験日程

① 小学校教諭等、中学校教諭等、高等学校教諭等、養護教諭等

	午前の部			午後の部		
時 間	8:35～9:00	9:00～10:00	10:30～11:20	13:05～13:30	13:30～14:30	15:00～15:50
内 容	諸注意	・筆記試験 （専門試験）	・筆記試験 （一般教養及び 教職教養試験）	諸注意	・筆記試験 （専門試験）	・筆記試験 （一般教養及び 教職教養試験）
所要時間	25分	60分	50分	25分	60分	50分

※【午前の部】の集合時刻は 8:35、各試験教室への入室許可時刻は 8:00とする。

【午後の部】の集合時刻は13:05、各試験教室への入室許可時刻は12:30とする。

② 特別支援学校小学部教諭等、特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）

	午前の部			午後の部		
時 間	8:35～9:00	9:00～10:00	10:30～11:20	13:05～13:30	13:30～14:30	15:00～15:50
内 容	諸注意	・筆記試験 （専門試験及び 特別支援専門 試験）	・筆記試験 （一般教養及び 教職教養試験）	諸注意	・筆記試験 （専門試験及び 特別支援専門 試験）	・筆記試験 （一般教養及び 教職教養試験）
所要時間	25分	60分	50分	25分	60分	50分

※【午前の部】の集合時刻は 8:35、各試験教室への入室許可時刻は 8:00とする。

【午後の部】の集合時刻は13:05、各試験教室への入室許可時刻は12:30とする。

(3) 試験の内容

試験は、マークシート方式による筆記試験で行う。

- ① 専門試験は、各教科等の学習内容及び学習指導要領等から出題する。
 - ア 小学校教諭等の試験では、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語、外国語活動、総合的な学習の時間、特別の教科道徳等の内容から出題する。また、中学校から高等学校程度の内容も出題範囲に含む。
 - イ 特別支援学校小学部教諭等の試験は、上記アに加え特別支援教育に関連する法令等及び学習指導や学習指導要領等から出題する。
 - ウ 中学校教諭等の試験では高等学校程度の内容も出題範囲に含み、高等学校教諭等の試験では中学校程度の内容も出題範囲に含む。また、いずれも大学初級程度の内容を含む。
 - エ 特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）は、上記ウに加え特別支援教育に関連する法令等及び学習指導や学習指導要領等から出題する。
 - オ 高等学校教諭等「理科(物理)」「理科(化学)」「理科(生物)」及び「理科(地学)」では、それぞれの分野に限らず理科全般から出題する。「工業(機械)」「工業(電気)」「工業(建築)」及び「工業(土木)」も同様とする。
 - カ 「英語」及び「音楽」では、音声による出題を含む。
- ② 一般教養は、自然科学、社会科学、人文科学等の分野から出題する。
- ③ 教職教養は、教育法規、教育原理、教育心理、学習指導等の分野から出題する。
- ④ 学習指導要領は、平成31年3月末日までに公示されたもののうち、最新のものから出題する。
- ⑤ 法令、制度等は、令和5年9月末日までに施行されたもののうち、最新のものから出題する。

8 第2次試験

(1) 試験期日・会場・内容等（予定）

試験期日	令和6年8月24日（土）～ 8月25日（日）	
試験会場	県立那覇高等学校・県立首里高等学校	
試験内容	ア 小学校教諭等、イとウを除く中学校教諭等、高等学校教諭等及び養護教諭等	・個人面接（模擬授業等含む。）
	イ 中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「技術」「農業」「音楽」「美術」「家庭」「保健体育」の教科	・個人面接（模擬授業等含む。） ※実技内容含む。
	ウ 中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「英語」の教科	・個人面接（模擬授業等含む。） ※英語の口頭による質疑応答含む。
	エ 特別支援学校小学部教諭等	・個人面接（模擬授業等含む。）
	オ 特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）のうち「保健体育」「音楽」「美術」の教科	・個人面接（模擬授業等含む。） ※実技内容含む。
受験に必要な提出書類		・受験調書（様式7）・・写し3部を郵送（8/14必着） ・面接調書（様式8）・・試験教室で提出

※ 各試験の集合場所・開始時刻等や模擬授業等の詳細については、第1次試験合格者に対して通知する。

※ 試験会場は、県立那覇高等学校、県立首里高等学校(予備会場:県立小禄高等学校)を予定しているが、これら以外の会場になる場合もある。

※ 受験調書(様式7)の提出書類の様式は、沖縄県教育委員会Webサイトに掲載する。所定の様式のダウンロードを行い必要事項を記載し、受験調書(様式7)については**令和6年8月14日(必着)**までに学校人事課宛に郵送提出(写し3部)すること。

(2) 個人面接(模擬授業等含む。)について

試験時間	試験の内容
一人40～45分程度 (移動時間等含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・模擬授業等のあと、続けて面接（質疑応答等）を行う。 ※模擬授業等には、模擬授業の部分と教科等に関する質疑応答の部分を含む。また、校種・教科等によっては模擬授業等に関連した提出物を求める場合もある。内容の詳細については、第1次試験合格者に対して通知する。 ・「実技内容含む。」は、それぞれの校種・教科等の模擬授業等を含める。 ・「英語の口頭による質疑応答含む。」は、それぞれの校種・教科等の模擬授業等を含める。

9 出願手続

原則として、「(1) 電子申請」の方法で出願すること（特段の事情により電子申請ができない者は、学校人事課まで問い合わせること。）。

※電子申請を行った後、直筆署名の願書を含めた出願書類を郵送提出すること。

(1) 電子申請【インターネットを利用して必要事項を入力し、郵送提出する方法】

※ 第1次試験免除(一部)・第1次試験免除(全部)・加点については、この方法でのみ申請することができる。

入力期間等	令和6年3月1日(金)0時～3月29日(金)15時59分 ※上記の期間内に沖縄県教育委員会Webサイトの教職員採用等ページから入力についてお知らせする。
必要な環境	① インターネットに接続できるPC等の端末 ② プリンター ③ A4用紙(通常のコピー用紙。カラー用紙や厚紙等は使用しないこと。) ④ メールアドレス ※ 「@pref.okinawa.lg.jp」からメールを受信できるように設定しておくこと。
申請方法	① 電子申請システム利用者IDの取得・基本情報の入力・必要書類の印刷等 ※ 詳細は、別紙「受験願書等入力要領(電子申請用)」を参照すること。 ② 電子申請終了後の各作業(本人の署名欄等への手書き、写真・切手の貼付等) ※ 詳細は、別紙「電子申請終了後の作業要領」を参照すること。 ③ 書類の提出 ※郵送のみ 「(2) 出願書類の提出方法」に従って、書類を郵送提出すること。

(2) 出願書類の提出方法

(1)の出願に必要な書類は、郵送提出のみ受け付ける。

提出書類	「参考4 出願時必要書類一覧表」を確認し準備すること。 提出書類はすべてA4版で印刷・作成すること。
出願書類の準備	出願に必要な書類のうち「出願書類提出様式」を、角形2号封筒(縦33.2cm、横24cm)に貼り付け、出願に必要な書類をすべて同封し準備すること。
提出方法	① 準備した出願書類提出用封筒を、特定記録又は簡易書留で郵送すること。 ② 願書受付期間 令和6年3月1日(金)～3月29日(金) ※ 3/29消印有効 あて先： 〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2(13階) 沖縄県教育庁学校人事課 ③ 注意事項 ア 出願書類は郵送提出すること。 イ 特定記録又は簡易書留は、郵便局の窓口でのみ引き受けており、ポストに投函することはできないので注意すること。 ウ 願書受付期間最終日に郵送する場合、特定記録又は簡易書留に加え、速達とすること。 エ 書類が到達したか否かの問い合わせには応じない。追跡サービス等で確認すること。

(3) 受験票の送付

- ① 受験票は、出願書類に不備等がなければ、5月下旬をめぐりに受験番号等を付して送付する。
- ② 受験票の送付日は、沖縄県教育委員会Webサイトでお知らせする。送付日から4～5日しても受験票が届かない場合、事務局に問い合わせること。
- ③ 受験票の送付をもって受験願書受理通知とする。
- ④ 出願された書類が受理できないと分かった場合、事務局からその旨を連絡する。

10 結果の通知

試験結果の通知は、次のとおり行う。ただし、試験が延期になった場合の合格発表日については、別途連絡する。

- (1) 第1次試験の合格発表・・・令和6年7月下旬
- (2) 第2次試験の合格発表・・・令和6年9月下旬
 - ① 合格発表日について問い合わせないこと。
 - ② 発表時には、沖縄県教育委員会Webサイトに合格者の受験番号を掲載し、合格者には合格通知を送付する。
 - ③ 合否に関する個別の問い合わせには応じない。
- (3) 得点・順位通知の送付
 - ① 第1次試験では出願時、第2次試験では受験時に得点・順位の通知を希望し、返信用封筒を提出した者には、得点・順位を記した通知を合格発表後1週間をめどに送付する。
 - ② 「5 選考の種類」のうち、「結・UI (ゆい・ゆい) 特別選考」に志願した者に対しては、得点・順位を記した通知を送付しないので、得点・順位の通知を希望及び返信用封筒の提出は行わないこと。
- (4) 令和6年度実施教員候補者選考試験の第1志望による小学校教諭等及び中学校教諭等受験者のうち、第2次試験不合格者の中で得点の上位の者に対し、「令和7年度実施教員候補者選考試験の第1次試験免除(全部)対象者とする。」旨の通知を令和6年10月上旬をめどに送付する。

11 合否判定の方法について

- (1) 第1次試験(書類選考を含む。)の合否判定
第1次試験の得点(書類選考の場合は、提出書類等)を基に合否を判定する。
- (2) 第2次試験の合否判定
第2次試験の得点及び提出書類等を基に合否を判定する。

※ 第1次選考試験、第2次選考試験の合否判定において、試験科目のうち著しく低い得点のある者や実施試験の一部を棄権した者は、その他の試験科目の得点にかかわらず不合格者とすることがある。

12 教員候補者名簿への登載

最終合格者は、令和7年度沖縄県公立学校教員候補者名簿(有効期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日)に登載する。

13 大学院・教職大学院進学者等の名簿登載の延期

最終合格者のうち、次の者は、大学院等(大学院又は教職大学院)の修了まで名簿登載を延期することができる。

- (1) 対象となる者
次のいずれかの大学院(ただし、修了までの年限が2年以内のものに限り、通信制のものを除く。)への進学を予定する者又は在学中の者等。
 - ① 教職大学院
 - ② 合格した校種・教科等の専修免許状を取得できる大学院
 - ③ 海外に所在し、修了時に修士号を取得できる大学院
 - ④ その他
- (2) 延期の手続
名簿登載の延期を希望する者は、合格通知に同封する資料を確認の上、所定の期間内に学校人事課まで申し出る必要がある。

14 勤務条件等

- (1) 勤務場所等
採用後は、主に県内の公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で教諭等又は養護教諭等として勤務するほか、人事異動により教育事務所、教育委員会等に勤務することがある。
また、取得している免許・資格等により、受験した校種・教科等と異なる校種・教科等を担当することがある。
併せて、離島・へき地を含め県内のすべての学校現場等に配属になる可能性がある。
- (2) 給与・諸手当
令和6年2月22日現在の初任給月額は、修士課程修了238,100円、大学卒219,700円、短大卒197,600円(県立学校採用者(県立中学校を除く。))は194,800円)で、いずれも経歴その他に応じてこの額以上となる。
なお、現在公立学校教職員その他の公務員として勤務している者の初任給の号給は現在の号給より低くなる場合がある。
他に教職調整額、教員特別手当、扶養手当、通勤手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、期末・勤勉手当等が支給条件に応じて支給される。

(3) 主な勤務条件

勤務時間は1週間あたり38時間45分である。休日等は原則として土曜日・日曜日・国民の祝日、慰霊の日（6月23日）、年末年始（12月29日～1月3日）である。

年次休暇が一年につき20日（採用時はこれと異なる。）付与されるほか、産前産後休暇、育児休暇、育児休業、慶弔休暇、夏季休暇、介護休暇等がある。

(4) 主な福利厚生

採用されると公立学校共済組合による健康保険及び年金に加入する。

15 注意事項

(1) 出願及び受験資格について

- ① 提出書類等を作成する際は、電子申請の入力要領等を熟読の上、正確に入力・記入すること。
- ② 郵送による受付後は、提出書類等の返却を行うことは出来ない。
- ③ 受験願書の提出後は、受験校種・教科等の内容変更・修正を行うことは出来ない。受験願書の再提出も受け付けない。
- ④ 提出書類等に虚偽又は不正の事実があった場合は受験を認めない場合がある。併せて、受験後に不正等の事実が発覚した場合は、合格発表後であっても合格及び採用を取り消す場合がある。
- ⑤ 免許状の取得見込みで受験した者で、令和7年4月1日時点で、受験教科等に有効な免許状を取得できなかった場合は、合格及び採用を取り消す場合がある。
- ⑥ 有効な免許状の取得・所有がなかった場合、合格及び採用を取り消す場合がある。
- ⑦ 心身の故障のため、教員としての職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、合格及び採用を取り消す場合がある。
- ⑧ 上記⑦に掲げる者のほか、教員としての適格性を欠くことが明らかとなった場合は、合格及び採用を取り消す。
- ⑨ 現に県外の学校若しくは県内に所在する国立大学附属学校又は私立学校で本務の教諭等又は養護教諭等として勤務する者で、沖縄県公立学校教諭等又は養護教諭等になることを希望する者は、この試験を受験すること。
- ⑩ 受験上の配慮を希望する者は、事前に沖縄県教育庁学校人事課（電話：098-866-2730、FAX：098-866-2724）まで相談すること。なお、相談の内容によっては、試験の実施上、希望に沿えない場合もある。

(2) 提出物について

- ① 受験調査（様式7）は、第1次試験合格者のみ令和6年8月14日（必着）までに所定の様式で学校人事課宛に郵送提出（写し3部）すること。
- ② 面接調査（様式8）は、第2次試験当日の個人面接開始時に試験教室で提出すること。

(3) 試験について

- ① 受験者・試験係員以外の者が、試験中に許可なく会場へ立ち入りすることを固く禁ずる。
- ② 特別の許可がある場合を除き、受験者が車輛で試験会場内へ入校することを禁ずる。また、会場周辺で車輛から乗降する場合は、近隣住民の迷惑にならないよう注意すること。
- ③ 試験会場周辺への違法駐車、近隣施設への無断・迷惑駐車を禁ずる。違反者の受験を認めない場合がある。併せて、試験終了後に会場付近で迎車を待機させることは、近隣住民等の迷惑になるので固く禁ずる。
- ④ 筆記試験の持ち物は次のとおりとする。

(ア) すべての受験者	受験票、黒鉛筆（HB又はB）、消しゴム
(イ) 「商業」の受験者	受験票、黒鉛筆（HB又はB）、消しゴム、そろばん又は電卓
(ウ) 「工業」及び「水産」の受験者	受験票、黒鉛筆（HB又はB）、消しゴム、電卓（関数機能付きのもの）
上記以外で、試験時間中に机の上に置けるものは、以下のものに限る。 ・シャープペンシル ・鉛筆削り（手動、小型のもの。ただし、ナイフは不可） ・眼鏡 ・目薬 ・タオル ・ハンカチ ・ティッシュペーパー（携帯用のもの） ・マスク ・時計（小型のもの。ただし、辞書や電卓等の機能があるものや音が出るもの、スマートウォッチ（腕時計型情報端末）は不可。） ※ウェアラブル端末は、種類に係わらず一切不可。	

- ⑤ 試験当日、受験者は会場内では携帯電話及びウェアラブル端末の電源を切ること。また、試験会場内で録音・録画・撮影・通信・通話等が可能な電子機器を使用することを禁ずる。
- ⑥ 試験会場内及びその周辺はすべて禁煙とする。
- ⑦ 試験会場で出たゴミは持ち帰ること。
- ⑧ 試験中のけが等について、会場では応急処置のみを行うので、受験者各自で万一の事態に備えるほか、必要に応じて保険に加入するなどの準備を行うこと。
- ⑨ 原則、受験すべき試験等を欠席した時点で、志願した校種・教科を辞退した者として取り扱う。

(4) その他

- ① 実施要項、電子申請、その他試験に関する問い合わせは、受験者本人が直接行うこと。ただし、実施前の試験内容に関すること及び合否に関する問い合わせは、一切応じることはできない。
- ② 不測の事態等の対応により、やむを得ず実施方法等を変更する場合もある。実施方法等を変更する場合の連絡方法は、「2 試験に関する連絡」を参照すること。

16 暴風雨時等の対応

台風等、暴風雨時の試験実施については、原則として次のとおりとする。なお、試験前や試験当日、試験の実施に変更が生じる場合には、「2 試験に関する連絡」の沖縄県教育委員会Webサイトから連絡するので、各自参照すること。台風以外の災害発生時も同様とする。電話での問い合わせは事務に支障が生じるため行わないこと。

- ① 暴風警報等発令中でも、当日朝、バスが始発から運行している場合は、試験を実施する。
- ② 試験開始後、バスが運行停止になった場合、別途指示する。
- ③ 暴風警報等が発令され、バスが始発から運行停止になった場合、その日の試験は行わず延期する。
- ④ 予定日に試験が実施できなかった場合の試験日延期については、下記の日程を基本とし、詳細は沖縄県教育委員会Webサイトから連絡する。
 - ・第1次試験……令和6年6月30日（日曜日）
 - ・第2次試験……令和6年8月31日（土曜日）～9月1日（日曜日）

17 試験問題の公表

試験問題及び正答は、試験終了後10日をめどに、沖縄県行政情報センター、宮古事務所及び八重山事務所の行政情報コーナーにおいて公開する。

また、第1次試験の「一般教養及び教職教養試験問題」並びに「すべての教科の正答」については、沖縄県教育委員会Webサイトで公開する。

過年度の試験問題についても同様に公開しており、実費で複写することができる。

- | | |
|--------------------------------------|-----------------|
| ・ 沖縄県行政情報センター（那覇市泉崎1-2-2 県庁2階） | 電話：098-866-2139 |
| ・ 宮古行政情報コーナー（宮古島市平良字西里1125 宮古事務所1階） | 電話：0980-72-2551 |
| ・ 八重山行政情報コーナー（石垣市字真栄里438-1 八重山事務所1階） | 電話：0980-82-3040 |

参考 1 令和 6 年度 新規採用状況(見込み)

※下記の数字は令和 6 年 2 月 22 日現在の数値

教科等	小学校	中学校										高等学校			
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	家庭	英語	技術	国語	地歴	公民	数学
採用者数	277	33	27	23	25	10	6	25	7	24	4	6	3	3	4

教科等	高等学校														
	物理	化学	生物	地学	保体	音楽	美術	英語	家庭	情報	農業	機械	電気	建築	土木
採用者数	1	2	3	1	3	3	2	6	2	2	4	1	2	4	0

教科等	高等学校		特別支援学校	特別支援学校中学部・高等部										養護教諭
	商業	水産	小学部	国語	社会	数学	理科	保体	音楽	美術	家庭	英語	理療	
採用者数	3	2	14	4	2	4	2	2	2	1	2	2	1	16

過去の試験の志願者数、受験者数、合格者数等の情報は、「2 試験に関する連絡」の沖縄県教育委員会Webサイトに掲載されている。

参考 2 令和 6 年度の主な変更点

- (1) 第 1 次選考試験日について
「令和 6 年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験」の第 1 次選考試験は、下記の日程で行います。
○日程・・・・・・・・・・ 令和 6 年 6 月 16 日(日)
- (2) 高等学校 福祉について
「令和 6 年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験」から、募集を再開します。
- (3) 電子申請入力期間・願書の受付について
令和 6 年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験(以下「夏選考」という。)及び「結・UI(ゆい・ゆい)特別選考」の電子申請入力・願書受付は、下記の日程で行います。
○電子申請入力期間 : 令和 6 年 3 月 1 日(金)～令和 6 年 3 月 29 日(金) 15:59迄
○願書の受付 : 令和 6 年 3 月 1 日(金)～令和 6 年 3 月 29 日(金) 3/29(消印有効)
- (4) 第 2 次試験の日程について
「夏選考」の第 2 次試験は、下記の日程で行います。(「結・UI(ゆいゆい)特別選考」を除く。)
○日程・・・・・・・・・・ 令和 6 年 8 月 24 日(土)～8 月 25 日(日)
- (5) 「大学等推薦」について
沖縄県公立学校教員候補者選考試験において、大学、大学院又は教職大学院(以下、「大学等」という。)から推薦のあった現役学生(令和 6 年 4 月時点)の志願者(以下、「被推薦者」という。)を対象に、第 1 次試験免除(一部)を実施します。
※令和 6 年度は特例として、3 月時点で大学 4 年生、大学院 2 年生、教職大学院 2 年生、短期大学 2 年生も一定の条件のもと、推薦可とします。
- (6) 「結・UI(ゆい・ゆい)特別選考」について
ア 「結・UI(ゆい・ゆい)特別選考」の受験資格にある正規任用教諭の勤務経験を、公立小学校、中学校若しくは特別支援学校(小学部・中学部)とします。
イ 「他都道府県現職正規任用教諭を対象とした特別選考」を「他都道府県正規任用教諭経験者を対象とした特別選考」へ変更します。
ウ 「結・UI(ゆい・ゆい)特別選考」の第 2 次試験は、下記の日程で行います。
○日程・・・・・・・・・・ 令和 6 年 10 月 26 日(土)
- (7) 「秋選考」について
「夏選考」とは別に、一定の教職経験を有する者を対象とした教員候補者選考試験(以下「秋選考」という。)を実施します。詳細については、後日公開する実施要項をご確認下さい。
- (8) 「沖縄県臨任等の経験を有する者を対象にした第 1 次試験免除(全部)」について
第 1 次試験免除(全部)制度の対象となる校種を「小学校教諭等」から「小学校教諭等及び中学校教諭等」へ変更します。

参考3 令和7年度実施教員候補者選考試験における変更予定について

(1) 令和7年度実施教員候補者選考試験についてお知らせがある場合は、随時沖縄県教育委員会Webサイトで周知します。

参考4 出願時必要書類一覧表

※1 第1次試験免除（一部・全部）・加点を複数希望する場合、必要な書類をまとめ、各1部提出すること。
 ※2 沖縄県教育委員会が任用する教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、常勤講師並びに非常勤講師については、提出不要とする。

全員が提出する書類	入手方法	注意事項 (詳細は入力要領・作業要領等を参照すること。)
受験願書（1枚目）	●■	・写真の貼り付け ・作成日と署名
受験願書（2枚目）	●■	・整理番号の記入（電子申請のみ） ・1枚目と2枚目の左上貼り合わせ
受験票	●■	・表裏ともにはがれないように貼り付けること。 ・郵便はがきに63円切手を貼り付けること。
写真票	●■	・願書と同一の写真を貼り付けること。
出願書類提出用封筒	●■	・角型2号封筒に貼り付けること。 ・すべての必要書類を同封すること。 ・受付期間に余裕をもって提出すること。
得点・順位通知用封筒	●■	・テープ付き長型3号封筒を使用すること。 ・84円切手を貼り付けること。 ※選考の種類のうち、「結・UI（ゆい・ゆい）特別選考」の志願者については、得点・順位通知用封筒の提出不要とする。

特別選考・一部免除・全部免除・加点希望者が提出する書類	特別選考 (障がいのある者)	特別選考 (スポーツ・芸術)	特別選考 (海技士)	結・UI（ゆい・ゆい）特別選考		第1次試験免除(全部)	第1次試験免除(一部) 臨任等経歴	第1次試験免除(一部) 大学等推薦	加点 (特別支援学校教諭免許状)	加点 (国際貢献活動)	加点 (海技士)	加点 (英語に関する資格)	加点 (司書教諭)
				沖縄県正規任用教諭経験者	他都道府県正規任用教諭経験者								
(様式1) 障がいのある者を対象とした特別選考申請書	◎												
(様式2-1) スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考申請書		◎											
実績を証明する書類		★											
(様式2-2) スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考課題作文		◎											
(様式3) 特定の資格を有する者を対象とした特別選考申請書			◎										
海技免状の写し及び3年以上の実務経験を証明する書類（船員手帳の写し等）			★										
(様式4) 一部免除・全部免除・加点申請票						●※1	●■※1		●■※1	●■※1	●■※1	●■※1	●■※1
(様式5-1) 臨任等経歴確認表						●※1	●■※1						
辞令等の写し又は様式5-2在職証明							★◎※2						
(様式A) 推薦書								●					
成績を証明する⑦または⑧のいずれかの書類 ⑦現行の成績証明書に累積GPAの記載がある場合、原本を添付すること。 ⑧現行の成績証明書に累積GPAの記載がない場合、成績証明書(様式B)を添付すること。								⑦★ ⑧●					
特別支援学校教諭等普通免許状の写し又は免許状授与証明書原本									★				
派遣証明書原本										★			
海技免状の写し及び乗船経験を証明する書類（船員手帳の写し等）											★		
英語に係る中学校又は高等学校教諭普通免許状の写し又は免許状授与証明書原本（小学校又は特別支援小学部のみ）、資格試験の証明書原本												★	
司書教諭に関する修了証書の写し													★
(様式6-1) 教諭経験者等特別選考申請書				◎	◎								
(様式6-2) 教諭経験者等特別選考課題作文				◎	◎								
戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	★ 対象となる期間や提出書類の氏名が当時と現在で異なる場合												

- ……電子申請の際に出力される用紙を使用する。
- ……特例対象者のみ郵送で請求した用紙を使用する。
- ◎……沖縄県教育委員会のWebサイトから印刷した用紙を使用する。
- ★……希望者各自で準備する。提出漏れに注意すること。

参考5 第2次試験における提出書類

第2次試験までに提出する書類	入手方法	注意事項 (願書等と同時に提出しないよう注意すること。)
様式7 受験調書	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次試験合格者のみ作成する。 ・必要事項を記入する。 ・写し3部を令和6年8月14日(必着)までに所定の様式で学校人事課宛に郵送する。

- ……電子申請の際に出力される用紙を使用する。
- ……特例対象者のみ郵送で請求した用紙を使用する。
- ◎……沖縄県教育委員会Webサイトから印刷した用紙を使用する。

第2次試験で提出する書類	入手方法	注意事項 (願書等と同時に提出しないよう注意すること。)
様式8 面接調書	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次試験合格者のみ作成する。 ・必要事項を記入する。 ・原本1部を第2次試験当日に持参し、試験教室内の監督員に提出する。

- ……電子申請の際に出力される用紙を使用する。
- ……特例対象者のみ郵送で請求した用紙を使用する。
- ◎……沖縄県教育委員会Webサイトから印刷した用紙を使用する。